和水町賃借料情報

農地法の改正に伴い、標準小作料の制度が廃止され、農業委員会が農地の 賃借料情報を提供することとなっています。

この「賃借料情報」は、実勢の集計値の情報です。

実際の契約の際は、貸し手、借り手の双方でよく話し合って決めて下さい。

令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までに締結(公告)された賃借における 賃借料水準(10a 当たり)は、以下のとおりです。

No.	区分	平均額	最高額	最低額	データ数 (筆数)
1	田(水稲)	10, 400 円	17, 400 円	3, 400 円	205
2	田・畑(施設)	22, 300 円	30,000円	7, 300 円	16
3	普通畑	8, 600 円	13, 900 円	2, 800 円	37
4	樹 園 地	4, 800 円	8, 800 円	3,000円	13
5	牧 草 畑	8, 500 円	12, 600 円	3,000円	17

- 注1 賃借料を物納としている場合は、60 キロ当たり12,600円で換算しています。
- 注2 平均額は、データ数による加重平均です。

〈問い合わせ先〉

和水町農業委員会 事務局 TEL: 0968-34-3111